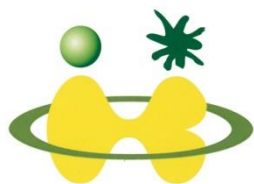


重 要 事 項 説 明 書



〒905-0428

今帰仁村字今泊 307 番地

介護老人保健施設和光園内

電 話：0980-56-5702

医 療 法 人 光 風 会

なきじん指定訪問介護事業所

1. 事業の目的

医療法人光風会が開設するなきじん指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

2. 施設の概要

（１） 施設の名称等

施 設 名 : なきじん指定訪問介護事業所
開 設 年 月 日 : 平成12年4月1日
所 在 地 : 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊307番地
(介護老人保健施設和光園内)
電 話 番 号 : 0980-56-5702
管 理 者 名 : 嘉手苅 真
介護保険事業所番号 : 4751180003

（２） 運営方針

当事業所は、要介護状態と認定された利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助、助言を行うことを目的とします。

（３） 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非常勤
サービス提供責任者	2 (兼務)	0
介 護 福 祉 士	1	0
1 級 課 程 修 了	0	0
2 級 課 程 修 了	0	3

（４） 当事業所が行なっている他の業務

〔介護予防・日常生活支援総合事業〕 平成28年4月1日指定

3. サービスの概要

身体介護		生活援助
① 起床介助	⑥ 衣服の着脱	① 利用者の食事の調理
② 就寝介助	⑦ 清拭	② 利用者の衣服等の洗濯
③ 排泄介助	⑧ 入浴介助	③ 利用者の居室等の清掃
④ 整容介助	⑨ 体位変換	④ 買い物
⑤ 食事介助		

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

4. 営業日：年中無休

5. 営業時間：8：30～17：30 月曜日から金曜日（受付窓口）

6. サービス提供時間：7：00～20：00

	通常時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
平 日	8:00～18:00	7:00～8:00	18:00～20:00	なし
土日曜、祝日	8:00～18:00	7:00～8:00	18:00～20:00	なし

7. 通常の実施区域

今帰仁村、本部町、名護市の一部（旧久志、瀬喜田校区を除く）

8. 利用料金

【基本料金】

	基本料金		その他
身 体 介 護	① 20分未満	179 円	2人の訪問介護員派遣の場合 所定単位数の200／100 - 早朝6時～8時 所定単位数に25%加算 - 夜間18時～20時 所定単位数に25%加算
	② 30分未満	268 円	
	③ 30分以上 1時間未満	426 円	
	④ 1時間以上 1時間30分未満	624 円	
生 活 援 助	① 20分以上 45分未満	197 円	2人の訪問介護員派遣の場合 所定単位数の200／100 - 早朝6時～8時 所定単位数に25%加算 - 夜間18時～20時 所定単位数に25%加算
	② 45分以上	242 円	

【加算料金】

1. 初回加算（200円／月）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

2. 特定事業所加算（Ⅱ）

上記の基本料金の10%加算します。

3. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）

介護職員の賃金改善、資質の向上を目的に、所定単位数に28.7%を乗じた料金を加算します。

4. 緊急時訪問介護加算（100円／回）

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護

支援専門員と連携を図り、居宅介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

【その他の費用】

1. 交通費：通常の実施区域については無料です。ただし、通常の実施区域以外は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。
①事業所から、片道おおむね2 km以上10 km未満 100円
②事業所から、片道おおむね10 km以上 200円
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

9. 緊急時の対応方法

訪問介護員は訪問介護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、当該家族及び管理者に報告する。

10. 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等、及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- 2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- 3) 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

11. 苦情の処理

管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明します。

12. 苦情申立窓口

ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分
連 絡 先 電 話 0980-56-5702
FAX 0980-56-5688
担 当 者 嘉手苺 真

下記の機関でも福祉サービスや介護保険サービスについての苦情を受け付けております。

沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	所在地 沖縄県那覇市西3丁目14番18号 電 話 098-860-9026 FAX 098-860-9026
沖縄県介護保険広域連合 業務課 地域支援係	所在地 沖縄県中頭郡読谷村字比謝町 55 番地 比謝町複合施設 2 階事務所内 電 話 098-911-7502 FAX 098-911-7506
名護市役所 介護長寿課 介護認定係	所在地 沖縄県名護市港1丁目1番1号 電 話 0980-53-1212（内線207）

13. 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

14. その他

- 1) 医療行為を行うことは出来ません。
 - 2) 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借等の金銭を扱うことはできません。
 - 3) 利用者のための家事・介護を行うサービスなので、利用者以外に行うことは介護保険法で固く禁じられています。
- 直接本人の援助に該当しない行為
 - * 利用者以外のものに係る洗濯・調理・買い物・布団干し
 - * 主として利用者が利用する居室以外の掃除
 - * 来客の応接（お茶・食事の手配など）
 - * 自家用車の洗車・清掃
 - 日常生活援助に該当しない行為
 - * 草むしり
 - * 花木の水やり
 - * 犬の散歩等ペットの世話
 - 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - * 家具、電気類等の移動、修繕、模様替え
 - * 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - * 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - * 植木の剪定等の園芸
 - * 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理

<別紙>

個人情報の利用目的

(令和5年3月1日現在)

なきじん指定訪問介護事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔訪問介護事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者への照会
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

事業者： なきじん指定訪問介護事業所

説明者： 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者：印

代理者: _____ 印 (続柄 _____)